

玉名市事業承継推進事業補助金 申請要領

【申請受付期間】

- ・令和8年4月1日から随時（閉館日を除く。）
- ・持参による提出を原則とします。下記受付時間内にご提出ください。
- ・予算上限に達した場合、年度途中でも受付を終了する場合があります。

【提出先】

▼玉名商工会議所

住所：〒865-0025 玉名市高瀬290-1玉名商工会館4階

電話：0968-72-3106

FAX：0968-72-3110

受付時間：9：00～17：00／月～金曜日（閉館日を除く。）

▼玉名市商工会

住所：〒865-0072 玉名市横島町横島2081

電話：0968-84-3370

FAX：0968-84-2754

受付時間：9：00～17：00／月～金曜日（閉館日を除く。）

【問い合わせ先】

玉名市役所産業経済部商工政策課

○電話：0968-71-2065（直通）

【その他】

本申請要領のほか、玉名市事業承継推進事業補助金交付要綱を
玉名市ホームページに掲載していますのでご参照ください。

玉名市

令和8年4月1日版

※本要領は、今後改訂する場合があります。

1. 事業の目的

現在、人口減少や物価高、賃金引上げ等による社会環境が大きく変化している中、経営悪化や経営者の高齢化が進んでおり、後継者不足による事業所の閉店、廃業が懸念されています。玉名市における技術・サービス・雇用の喪失を防ぐとともに、引き継いだ経営資源を活用することで事業者の生産性を向上させ、更なる地域経済の活性化を推進することを目的としています。

2. 事業の対象と実施の流れ

申請者は事業を引継ぐ者を対象とする「2-1.経営力向上事業」と事業を引渡す者を対象とする「2-2.企業価値診断事業」の2つがあります。

2-1. 経営力向上事業

申請時において次の(1)～(3)のいずれかの方法で事業承継をした日から3年以内の者で引き継いだ経営資源を活用して新商品の開発若しくは生産又は新役務の開発、提供等の新事業活動を通じて経営の相当程度の向上を図る事業であること。ただし、フランチャイズ契約又は実質的にフランチャイズ契約であるとみなされるものは、含まない。

(1)親族内承継

市内に本店又は主たる事業所を置く代表者の親族が、5年以上事業を継続している市内の事業所を事業承継をすること。※親族の範囲は、民法における親族の範囲（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）。

(2)従業員承継

市内の本店又は主たる事業所で雇用される従業員が、5年以上事業を継続している当該本店又は事業所を事業承継をすること。

(3)第三者承継

5年以上事業を継続している市内の本店又は主たる事業所を親族内承継、従業員承継する者以外の者が事業承継をすること。

補助上限額	100 万円（事業費は 200 万円以内）※消費税及び地方消費税を含まない額
対象者	引継ぐ側
承継方法	○親族内承継 ○従業員承継 ○第三者承継
補助率	2分の1（1,000円未満は切り捨て）
補助期間	交付決定の日から 6月以内（事業が翌年度にわたることは認められません）
実施の流れ	<pre>graph TD subgraph BusinessOwner [事業者] direction TB B1[①相談] B2[②指導] B3[③申請] B4[⑦事業実施] B5[⑧実績報告] B6[⑪事業終了後請求] end subgraph City [市] direction TB C5[⑤審査] C6[⑥交付決定] C9[⑨審査] C10[⑩交付確定] C12[⑫交付(支払)] end subgraph Chamber [商工会・商工会議所] direction TB Ch1[①相談] Ch2[②指導] Ch3[③申請] Ch4[④副申書] end B1 --> Ch1 Ch2 --> B2 B3 --> Ch3 Ch4 --> C5 C5 --> C6 C6 --> B4 B4 --> C9 C9 --> C10 C10 --> B6 B6 --> C12</pre>

2－2．企業価値診断事業

市内の事業所について、事業承継を前提に経営資源の価値診断や譲渡価格算定に取り組む事業であること。

補助上限額	30万円（事業費は 200 万円以内）※消費税及び地方消費税を含まない額
対象者	引渡し側
承継方法	○親族内承継 ○従業員承継 ○第三者承継
補助率	2分の1（1,000円未満は切り捨て）
補助回数	1回限り（事業が翌年度にわたらないこと）
実施の流れ	<pre> graph TD subgraph BusinessOwner [事業者] direction TB B1[①相談] B2[②指導] B3[③申請] B7[⑦事業実施] B8[⑧実績報告] B11[⑪事業終了後 請求] B12[⑫交付 支払] end subgraph Chamber [商工会・商工会議所] direction TB C1[①相談] C2[②指導] C3[③申請] C4[④副申書] end subgraph City [市] direction TB C5[⑤審査] C6[⑥交付決定] C9[⑨審査] C10[⑩交付確定] C12[⑫交付 支払] end B1 --> C1 C2 --> B2 B3 --> C3 C3 --> C4 C4 --> C5 C5 --> C6 C6 --> B7 B8 --> C9 C9 --> C10 C10 --> B11 B11 --> C12 C12 --> B12 </pre>

3. 補助対象者

3-1. 経営力向上事業

次の(1)～(7)の**全ての要件を満たすことが必要**です。

- (1)申請時において親族内承継、従業員承継若しくは第三者承継のいずれかの方法で事業承継した日から3年以内の者で、引き継いだ経営資源を活用して経営力向上に取り組む者であること。
- (2)交付の決定を受けた後に経営力向上に着手する者であること。
- (3)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者、個人事業者並びに市長が必要と認める事業者。ただし、日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)の大分類A及びBに規定する農林漁業者は除きます。
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係を有しない者であること。
- (5)市税に未納がない者であること。
- (6)商工会議所若しくは商工会の支援を受けている者であること。
- (7)この補助金事業による補助金の交付を受けたことがない者であること。

【本補助金において、実質的な事業承継が行われたとみなさない例】

※以下に該当する事業承継が実施された場合、本補助金においては原則補助対象外となるので注意してください。

- グループ内の事業再編
- 物品・不動産等のみを保有する事業の承継
- フランチャイズ契約、又は実質的にはフランチャイズ契約であるとみなされる場合
- 従業員等へののれん分け、又は実質的にのれん分けとみなされる場合
- 事業譲渡における譲渡価格が0円（無償）である取引や、株式譲渡における、株価1円での買収である取引
- 事業譲渡において、有機的・一体的な経営資源の引継ぎが行われていない場合
 - ◇有形資産のみの事業譲渡と判断される例
 - ・飲食事業等における店舗や調理設備等のみの引継ぎ
 - ・整体やエステ等事業における施術台、施術用機器のみの引継ぎ
 - ・運送事業等における車両のみの引継ぎ
 - ・情報通信業等における、スマートフォン、PC、複合機等のみの引継ぎなど
 - ◇無形資産のみの事業譲渡と判断される例
 - ・従業員のみの引継ぎ
 - ・製作事例やノウハウのみの引継ぎ
 - ・顧客リストのみの引継ぎ
 - ・店舗の賃貸借契約のみの引継ぎなど
- 株式譲渡後において、譲渡後に引継いだ者が保有する議決権が過半数に満たない場合
- 休眠会社や、事業の実態がない状態の会社における代表者交代、M&A等
- 設立間もない法人における代表者交代又は開業直後の事業主からの事業譲渡等において、その正当性が確認できない場合
- 合同会社の社員間における代表社員交代において、事業を承継するための経営者交代とみなされない場合
- 上記各事例の他、事業承継が行われたことを客観的に確認できない場合

3-2. 企業価値診断事業

次の(1)～(7)の全ての要件を満たすことが必要です。

- (1)事業承継を前提とした企業価値診断に取り組む者であること。
- (2)交付の決定を受けた後に企業価値診断に着手する者であること。
- (3)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者、個人事業者並びに市長が必要と認める事業者。ただし、日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)の大分類A及びBに規定する農林漁業者は除きます。
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは(6)に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係を有しない者であること。
- (5)市税に未納がない者であること。
- (6)商工会議所若しくは商工会の支援を受けている者であること。
- (7)この補助金事業による補助金の交付を受けたことがない者であること。

4. 不支給要件

次の(1)から(3)までに1つでも該当する場合は、補助金の対象外となります。

- (1) 国及び地方公共団体等の公的機関からの補助金、助成金等を活用している事業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により許可又は届出を要する事業
- (3) その他補助金の趣旨及び目的に照らして、市長が適当でないと認める事業

5. 支給額の算定

5-1. 経営力向上事業

補助金の額は、経営力向上を行う補助対象事業費が200万円以内(消費税及び地方消費税を含まない)で、その事業費の2分の1以内の限度額は100万円です。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

【例】事業費 190 万円(税込み)の場合

$$190 \text{ 万円} \div 1.1 \times 1/2 = 863,636 \text{ 円} \rightarrow 863,000 \text{ 円 (補助金の額)}$$

5-2. 企業価値診断事業

補助金の額は、企業価値診断又は譲渡価格算定を行う補助対象事業費が200万円以内(消費税及び地方消費税を含まない)で、その事業費の2分の1以内の限度額は30万円です。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

【例】事業費 100 万円(税込み)の場合

$$100 \text{ 万円} \div 1.1 \times 1/2 = 454,545 \text{ 円} \rightarrow 300,000 \text{ 円 (補助金の額)}$$

6. 対象経費

6-1. 経営力向上事業

次の(1)～(3)の条件を全て満たす経費であって、市が必要かつ適切と認めたものが補助対象経費となります。

(1)使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

(2)補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費（原則として、引渡す者が取り扱った経費は対象外）

(3)補助事業期間終了後の実績報告で提出する証拠書類等によって金額・支払い等が確認できる経費

※補助対象経費の契約・発注が交付決定日以降かつ、6月以内の事業であり、支払いまでが同期間内に完了する経費であること。

※補助対象経費の詳細については「【事業費・廃業費の経費区分と概要】」を参照すること。

※売上原価に相当すると市が判断する経費は補助対象経費とならない。

※事業承継に際して引渡す者に支払う譲受費用（土地、資産購入費用等）はM&A（事業再編・事業統合）費用とみなされるため、補助対象経費とならない。上記をはじめ引渡す者に対して支払う費用は原則補助対象外であり、当費用が補助対象経費として計上されている場合は事業承継の要件を充足しないものとみなされる可能性があるため留意すること。

※補助対象経費は以下のとおりです。

【事業費・廃業費の経費区分と概要】

経費区分	概要
I.事業費	
店舗等借入費	市内の店舗・事務所・駐車場の賃借料・共益費・仲介手数料
設備導入費	市内の店舗・事務所等の工事、市内で使用する機械器具等調達費用、処分費用
原材料費	試供品・サンプル品の製作に係る原材料費用
産業財産権等関連経費	補助対象事業実施における特許権等取得に要する弁理士費用
謝金	補助対象事業実施のために依頼した専門家等に支払う経費
旅費	販路開拓等を目的とした国内外出張に係る交通費、宿泊費
マーケティング調査費	自社で行うマーケティング調査に係る費用
広報費	自社で行う広報に係る費用
会場借上料	販路開拓や広報活動に係る説明会等での一時的な会場借上料
外注費	業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費
委託費	業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費

6－2．企業価値診断事業

市内の事業所について、事業承継を前提とした企業価値診断又は譲渡価格算定に要する経費であって、市が必要かつ適切と認めたものが補助対象経費となります。

例えば次のような経費が対象になります。

I．専門家への報酬

企業価値診断は、公認会計士、税理士、中小企業診断士、M&Aアドバイザー、不動産鑑定士などの専門家が行います。（資格がない者への報酬は補助対象外）

- ・コンサルティング費用
- ・企業価値診断の実施費用
- ・経営状況（財務諸表分析、事業計画の評価、市場業界分析、競合分析）分析費用
- ・無形資産の評価が含まれる費用
- ・評価報告書の作成費用
- ・相談費用
- ・評価結果の説明費用（関係者、株主等へ説明し、質疑応答を行うための費用）

〈M&A仲介手数料の一部〉

評価に必要な外部サービス

- ・不動産鑑定費用
- ・動産鑑定費用
- ・知的財産評価費用
- ・市場調査、業界データ購入費用

7．申請手続

申請書類は、令和8年4月1日から、随時(閉館日を除く。)持参による提出を原則とし、平日9時～17時までに次の窓口までお願いします。

なお予算上限に達した場合、年度途中で受付けを終了する場合があります。

【提出窓口】

玉名市商工会

〒865-0072 玉名市横島町横島2081

玉名商工会議所

〒865-0025 玉名市高瀬290-1玉名商工会館4階

【交付までの流れ・提出書類】（共通）

実施者	内容
①相談 (補助事業者)	取り組む事業について、商工会又は商工会議所への相談を行います。
↓	
②指導 (商工会、商工会議所)	商工会、商工会議所にて創業支援事業計画(平成 27 年総務大臣及び経済産業大臣認定)に準じ、適切な事業計画を有しているか補助事業者への指導を行います。
↓	
③補助金等の交付申請 (補助事業者)	商工会又は商工会議所へ提出 (1)補助金交付申請書（様式第 1 号） (2)事業計画書 (3)補助事業に係る事業収支予算書 (4)事業承継が行われたことが確認できる書類の写し (5)補助事業に係る金額が確認できる書類の写し (6)補助対象経費の内容が確認できる書類(工程表、図面、物件、施工箇所の写真等) (7)商工会又は商工会議所の副申書 (8)誓約書 (9)滞納のない証明書 (10)その他市長が必要と認める書類（必要な場合に、申請時に追加提出を求める場合があります。）
↓	
④補助金等の交付決定 (市)	申請書の内容を審査 補助金等の交付を決定し、「補助金交付決定通知書」を発出 交付しないと決定したときは、「補助金却下通知書」を通知
↓	
⑤補助事業の実施(補助事業者)	申請者は④補助金等交付決定通知書の発出日以降から事業に着手すること
↓	(年度内 事業完了)
⑥実績報告 (補助事業者)	(1)実績報告書（様式第 5 号） (2)事業収支決算書 (3)支払いを証明する書類 (4)工事完了及び設備等の設置状況が分かる写真（施設改修を行う場合） (5)その他市長が必要と認める書類

実施者	内容
↓	
⑦補助金等の額の確定 (市)	実績報告書の内容を審査 補助金等の額を確定し「補助金額確定通知書」を発出
↓	
⑧補助金等の請求 (補助事業者)	⑦補助金等確定通知書を受領後「請求書」を提出
↓	
⑨補助金等の支払い (市)	⑧に基づき、補助金の支払い

※各様式は、玉名市ホームページからダウンロードしてください。

8. 審査

【審査方法】

補助金の審査は、申請時提出書類について、以下の基準に基づき行います。
なお、書類の不備や「3.補助対象者」及び「5.支給額の算定」の要件に合致していない場合、「4.不支給要件」に合致している場合は対象となりません。

＜審査基準＞

補助対象経費については、以下の事項を審査の基準とします。

- (1) 対象事業が親族内承継、従業員承継、第三者承継に合致しているか。
- (2) 補助対象経費が「6.対象経費」に合致しているか。
- (3) 対象事業が適切な計画となっているか。

※申請内容について、審査時に内容を問い合わせることがあります。

【結果の通知】

申請事業者に対して、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定（様式第2号）を通知します。

9. 申請期間等

令和8年4月1日から随時（閉館日を除く。）

予算上限に達した場合、年度途中で受付けを終了する場合があります。

10. その他

次の(1)～(4)のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。

- (1) 国及び地方公共団体等の公的機関からの補助金、助成金等を活用している事業であるとき。
- (2) 経営力向上事業において、交付の決定の月から36月未満で事業を廃止したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。